

第4号議案**令和4年度賦課金の額、賦課の方法、徴収の時期及び徴収方法の決定について****1. 賦課金の額**

正組合員 1戸当たり 2,000円

2. 賦課の方法

令和4年6月1日を賦課基準日とする。

3. 徴収の時期

令和4年8月31日に徴収する。

4. 徴収の方法

貯金口座振替とする。

第5号議案**令和4年度における理事及び監事の報酬決定について**

令和4年度の役員の報酬については、組合員代表者並びに学識経験者から構成されるJA信州うえだ役員報酬審議会において、農業を取り巻く諸環境やJAの事業状況などを考慮し出された答申を踏まえるとともに、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、

1. 令和4年度の理事の報酬については総額56,500千円以内とする。(各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。) また、理事の報酬額には従来どおり職員兼務理事の職員分給与は含まないものとする。なお、理事は26名です。
2. 令和4年度の監事の報酬については総額14,500千円以内とする。(各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。) なお、監事は6名です。